

第四号様式(指定点検整備記録簿) (第十三条関係)

指 定 点 検 整 備 記 録 簿

○点検及び整備の概要等

○自動車点検用機械器具等による点検

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯		警 音 器	
前 軸	右	N	軸重	左右差	右	左	速度計の誤差 +・- km/h	聴感・テスト デシベル	定常走行騒音 聴感・テスト デシベル
	左	N	kg	N/kg	cm	cm			
後 軸	右	N	軸重	左右差	下	下	指示針の振れ km/h	聴感・テスト デシベル	排気騒音 聴感・テスト C O
	左	N	kg	N/kg					
後 軸	右	N	軸重	左右差	左・右	左・右	速度表示灯の誤差 +・- km/h	H C	400・200・特殊
	左	N	kg	N/kg					
計	N		車両重量	主×100		主×100		タイヤの振れ	%
手 動	N		kg	光		光		良 ・ 否	ppm
走行テスト等の方法と結果				幅×100		幅×100		サイド・スリップ イン・アウト	黒煙・粒子状物質 視認・テスト
					cd	cd			m ¹

○目視等による点検

① 最低地上高	<input type="checkbox"/>
② 最大安定傾斜角度	<input type="checkbox"/>
③ 最小回転半径	<input type="checkbox"/>

○自動車検査証の記載事項との照合

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型	貨物	自家用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類
kg	kg		cm	cm	cm	kW	その他
						l	LPG・その他

○依頼者の氏名等

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受付年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>依頼者の氏名 又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> </table>	受付年月日	年 月 日	依頼者の氏名 又は名称及び住所		(依頼者の依頼事項)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>初度登録年月</td> </tr> <tr> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>点検及び整備を完了した年月日</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>自動車点検員の氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td>点検整備済証の番号</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	初度登録年月	年 月	点検及び整備を完了した年月日	年 月 日	自動車点検員の氏名		点検整備済証の番号	
受付年月日	年 月 日													
依頼者の氏名 又は名称及び住所														
初度登録年月														
年 月														
点検及び整備を完了した年月日														
年 月 日														
自動車点検員の氏名														
点検整備済証の番号														
(備考)														

(日本工業規格A列3番)

- 備考
- (1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
 - a 車台番号
 - b 自動車登録番号
 - (2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
 - (3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
 - (4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合において、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
 - (5) 「目視等による点検」欄には、指定自動車整備事業規則別表第二の構造に関する検査のうちの口の項目についての点検結果を記載すること。